

鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 4 4 号

鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例

鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例（平成 1 6 年鳥取市条例第 2 0
5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表手すき和紙、賞状、和紙加工の項中「5 0 0 円」を「1, 0 0 0 円」
に、「4 0 0 円」を「8 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき利用料金について適用し、施行日の前日までに納付すべき利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現になされている利用の許可に係る利用料金及び施行日の前

日までの利用により施行日以後に納付すべき義務が生じる利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。